

8月23日(水)以降は、「茨城県知事選挙」と「東海村長選挙」の期日前投票を一度に行うことができます!



「茨城県知事選挙」・「東海村長選挙」のお知らせ

投票日

8月27日(日)



投票時間

投票日当日

午前7時～午後6時

期日前投票

午前8時30分～午後8時

告示日(立候補届出受付日)

▼茨城県知事選挙…8月10日(木)

▼東海村長選挙…8月22日(火)

投票できる方

満18歳以上(平成11年8月28日までに生まれた)で、平成29年5月21日までに▽住民票が作成された▽転入の届け出をした―のいずれかに該当し、引き続き3か月以上、東海村の住民基本台帳に記載されている方。

※平成29年5月10日から平成29年5月21日までに転入した方は、8月21日(月)に選挙人名簿に登録されるため、茨城県知事選挙の期日前投票ができるのは8月21日以降となります。

なお、右の要件に該当する方であっても、投票を行う時点で茨城県外(茨城県知事選挙の場合)、東海村外(東海村長選挙の場合)に転出している方は投票できません。

期日前投票制度

「期日前投票制度」は、仕事や旅行等の理由で投票日当日に投票することができない場合でも、簡単な手続きで投票日の前に投票することができる制度です。

【期日前投票をするとき】

後日郵送される「投票所入場整理券」の裏面に「宣誓書」になっていますので、あらかじめ必要事項を記入の上、期日前投票所にお持ちください。※印鑑は不要です。

【期日前投票期間】

▼茨城県知事選挙…8月11日(金・祝)26日(土)

▼東海村長選挙…8月23日(水)～26日(土)

8月23日(水)以降であれば、茨城県知事選挙と東海村長選挙の期日前投票を一度に行うことができます。

【期日前投票時間】

午前8時30分～午後8時

【期日前投票場所】

101会議室(役場別館)

不在者投票制度

村の選挙人名簿に登録されている方で、期日前投票の期間や投票日当日に出張や旅行等で村外の市区町村(遠隔地)に滞在しているために投票に行くことができない方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会へ「不在者投票を行うことができます」。

【不在者投票の手続き】

①「宣誓書(投票用紙等請求書)」の請求

村選挙管理委員会(役場行政棟3階)へ「宣誓書(投票用紙等請求書)」の請求書(必要事項を記入の上、村選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。請求に基づき、滞在先に投票用紙等を郵送します。

②滞在先での不在者投票

届いた投票用紙等を持って、滞在先の市区町村選挙管理委員会へ不在者投票を行ってください。投票を終えた投票用紙は、滞在先の市区町村選挙管理委員会から村選挙管理委員会へ郵送されます。

【不在者投票期間】

▼茨城県知事選挙…8月11日(金・祝)～

26日(土)

▼東海村長選挙…8月23日(水)～26日(土)

郵便等による不在者投票制度

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで一定の条件を満たす方。または、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は自宅等から郵送で投票できる「郵便等による不在者投票制度」を利用することができます。一定条件など詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

【郵便等による不在者投票の手続き】

①「郵便等投票証明書」の申請手続き

「郵便等投票証明書交付申請書」に本人が必要事項を記入の上、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証のいずれかを添えて、村選挙管理委員会へ申請してください。後日、「郵便等投票証明書」を郵送します。

②投票用紙等の請求

村選挙管理委員会から証明書をお持ちの方へ「投票用紙請求書」を郵送します。必要事項を記入の上、「郵便等投票証明書」を添えて、8月23日(水)までに村選挙管理委員会へ請求してください。

【郵便等による不在者投票期間】

▼茨城県知事選挙…8月11日(金・祝)26日(土)

▼東海村長選挙…8月23日(水)～26日(土)

問い合わせ

東海村選挙管理委員会(総務課内) 282局1711内線1313